

公共施設の営利目的利用料金の運用見直しのお知らせ

令和7年4月1日から町民の営利目的利用5倍の利用料金を廃止し、通常の利用料金に見直しします。

営利目的利用に関する主な町民意見として、「営利目的の基準が曖昧で各施設の統一的な対応が必要」、「町民の活動を支えていく拠点という視点で対応して欲しい」、「町民のチャレンジを阻害していないか」などの声を頂いておりました。

町では、町民活動の拠点として施設の有効利用と町民活動の促進による地域の活性化を図ることを目的に、次のとおり見直しを行いますので、お知らせいたします。

	営利目的以外の利用	営利目的利用
町内者 (団体、個人)	通常の利用料金	<u>利用料金の5倍に相当する額</u>  <u>通常の利用料金（見直し）</u>
町外者	利用料金の3倍に相当する額	利用料金の5倍に相当する額

■お問い合わせ 総務企画課 総務係 ☎4-2511内線224

春の清掃美化週間及び春の清掃美化運動を実施します

春の清掃美化週間

- 1 と き 5月5日(月)～11日(日)
- 2 と ころ 自宅、事業所周辺等
- 3 実施方法 各自で周辺の清掃をお願いします。

春の清掃美化運動

- 1 と き 5月11日(日) 午前8時から1時間程度
- 2 と ころ 公区内の道路、公園、施設等の周辺
- 3 実施方法 回収したごみは、埋立てごみとして処理しますので、一般ごみと資源物等分別の必要はありません。
袋に「クリーン作戦」と記入し、決められたごみステーションに出してください。



主 催：下川町 協 力：下川町衛生協会